

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
第1章 総則 第1節 総則 第101条～第106条 （省略） 第107条 コリンズへの登録 1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報センターが実施している工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、受注時（当初請負代金額が変更契約により 500 万円未満から 500 万円以上となった工事を含む）は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時にお適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が、<u>4,500</u> 万円未満から <u>4,500</u> 万円以上、<u>4,500</u> 万円以上から <u>4,500</u> 万円未満及び、500 万円未満から 500 万円以上、500 万円以上から 500 万円未満に変更契約された場合には変更登録を行うものとする。また、監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。請負者は検査時に検査員から請求があった場合は提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 2 （省略） 第108条～第122条 （省略） 第123条 完了検査 1～2 （省略） 3 発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を<u>連絡</u>するものとする。 4 （省略） 第124条 出来形検査（既済部分検査）等 1～5 （省略） 6 発注者は、出来形検査（既済部分検査）に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を<u>連絡</u>するものとする。 7 （省略） 第125条 中間検査 1 （省略） 2 中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を<u>連絡</u>するものとする。 3～4 （省略） 第126条～第137条 （省略） 第138条 諸法令 1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。	第1章 総則 第1節 総則 第101条～第106条 （省略） 第107条 コリンズへの登録 1 請負者は、受注時または変更時において請負代金額が 500 万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報センターが実施している工事実績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員へ通知する。監督員の確認を受けたうえ、受注時（当初請負代金額が変更契約により 500 万円未満から 500 万円以上となった工事を含む）は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時にお適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。なお、変更登録時は、工期、現場代理人及び技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金額が、<u>4,000</u> 万円未満から <u>4,000</u> 万円以上、<u>4,000</u> 万円以上から <u>4,000</u> 万円未満及び、500 万円未満から 500 万円以上、500 万円以上から 500 万円未満に変更契約された場合には変更登録を行うものとする。また、監督員は登録確認メールの「登録内容確認書」により登録内容を確認する。請負者は検査時に検査員から請求があった場合は提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 2 （省略） 第108条～第122条 （省略） 第123条 完了検査 1～2 （省略） 3 発注者は、完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を<u>通知</u>するものとする。 4 （省略） 第124条 出来形検査（既済部分検査）等 1～5 （省略） 6 発注者は、出来形検査（既済部分検査）に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を<u>通知</u>するものとする。 7 （省略） 第125条 中間検査 1 （省略） 2 中間検査の時期選定は、発注者が行うものとし、発注者は中間検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を<u>通知</u>するものとする。 3～4 （省略） 第126条～第137条 （省略） 第138条 諸法令 1 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
(1)～(53) (省略) (54)船舶職員及び小型船舶操縦者法 (55)～(90) (省略) (91)宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号) (92)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) (93)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号) (94)エコツアーリズム推進法 (平成19年法律第105号) (95)合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号) (96)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号) 2～3 (省略) 第139条～第146条 (省略) 第147条 現場代理人及び監理技術者等 1 (省略) 2 請負代金額が <u>4,500</u> 万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。 なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。 請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 3 現場代理人の常駐・兼務については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林基盤局長通知、最終改正：令和7年7月29日付け7農総第56号）の「運用の2」以外により、現場代理人と他工事を兼務させる場合は双方の工事に兼務届等を提出すること。 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付	(1)～(53) (省略) (54)船舶職員 <u>(追加)</u> 法 (55)～(90) (省略) (91) 宅地造成及び特定盛土 <u>(追加)</u> 規制法 (昭和36年法律第191号) <u>(92)絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第75条)</u> (93)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) (94)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成16年法律第78号) (95)エコツアーリズム推進法 (平成19年法律第105号) (96)合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号) (97)環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和4年法律第37号) 2～3 (省略) 第139条～第146条 (省略) 第147条 現場代理人及び監理技術者等 1 (省略) 2 請負代金額が <u>4,000</u> 万円以上の場合、監理技術者等は、工事現場ごとに専任のものでなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、監理技術者補佐を当該工事現場に専任で置く場合は、この限りではない。 なお、当該工事は愛知県農林水産局及び農林基盤局低入札価格調査等実施要領第3条に規定する基準価格を下回った価格をもって契約された工事でないものとする。また、特例監理技術者が兼務する工事の場所は、同一建設事務所管内でなければならない。ただし、兼務する工事が愛知県内、工事現場間を直線で結んだ距離が10km程度以内である場合は、この限りではない。 請負者は、主任技術者について、建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、他の工事の主任技術者と兼務させる場合、新たに契約した工事については、現場代理人等通知書に主任技術者の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事については、主任技術者の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、原則として兼務期間の始期日より前に監督員を通じて発注者に提出すること。監理技術者について建設業法施行令第28条及び第29条の規定に基づき、監理技術者補佐を配置することで他の工事と兼務させる場合は、新たに契約した工事及び既発注工事について、兼務届を所定の様式により作成のうえ、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、既発注工事については原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 3 現場代理人の常駐・兼務については、「工事現場における現場代理人の常駐・兼務の運用について」（愛知県農林水産部長通知、平成29年10月17日付け <u>29農検第549号</u>）の「運用の2」以外により、現場代理人と他工事を兼務させる場合は双方の工事に兼務届等を提出すること。 兼務する工事が新たに契約した工事である場合は、現場代理人等通知書に現場代理人の兼務届及び工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付し、工事請負契約締結後5日以内に、また、既発注工事である場合は、現場代理人の兼務届に工程表を所定の様式（参考資料）により作成のうえ添付	

林務関係工事標準仕様書新旧対照表

改正後	現行	備考
し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 4 (省略) 第148条～第152条 (省略) 第2章～第18章 (省略) 林務関係工事施工管理基準 (省略)	し、原則として兼務期間の始期日より前に、監督員を通じて発注者に提出すること。 4 (省略) 第148条～第152条 (省略) 第2章～第18章 (省略) 林務関係工事施工管理基準 (省略)	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																																																																																		
コンクリートの耐久性向上～コンクリート構造物の欠陥対策について（省略） 様式集 様式一覧表（省略） 様式番号 1-1～2-1（省略） 様式番号 2-2 施工計画書の記入例 1～5（省略） 6 緊急時の体制及び対応 （1）省略 （2）南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、 <u>（削除）</u> 工事中の構造物及び仮設構造物に対し <u>（削除）</u> 必要な補強等の対策をとり、速やかに工事中断の措置をとります。 7～12（省略） 様式番号 2-3～22-1（省略） 様式番号 22-2 工事打合簿により処理できる主な書類一覧例	コンクリートの耐久性向上～コンクリート構造物の欠陥対策について（省略） 様式集 様式一覧表（省略） 様式番号 1-1～2-1（省略） 様式番号 2-2 施工計画書の記入例 1～5（省略） 6 緊急時の体制及び対応 （1）省略 （2）南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、 <u>下記事項及び工事中の構造物及び仮設構造物に対し、</u> 必要な補強等の対策をとり、速やかに工事中断の措置をとります。 7～12（省略） 様式番号 2-3～22-1（省略） 様式番号 22-2 工事打合簿により処理できる主な書類一覧例																																																																																																																																			
<table><tr><th></th><th>林務関係工事 標準仕様書条文</th><th>林務関係森林整備 工事標準仕様書条文</th><th>内容</th></tr><tr><td>監督員</td><td>第 108 条第 2 項</td><td>第 107 条第 2 項</td><td>監督員の指示内容等の確認</td></tr><tr><td>調査・試験に対する協力</td><td>第 114 条第 1 項</td><td>第 112 条第 1 項</td><td>発注者が行う調査及び試験への協力<u>指示</u></td></tr><tr><td rowspan="2">工期変更</td><td>第 117 条第 1 項</td><td>第 116 条第 1 項</td><td>事前協議結果の通知</td></tr><tr><td>第 117 条第 2～5 項</td><td>第 116 条第 2～5 項</td><td>工期変更に係る書類の提出</td></tr><tr><td>支給材料</td><td>第 118 条第 5 項</td><td>第 117 条</td><td>引き渡し場所に係る監督員の指示</td></tr><tr><td>建設副産物</td><td>第 120 条第 1 項</td><td>第 119 条</td><td>建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾</td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td rowspan="3">出来形検査（既済部分検査）等</td><td>第 124 条第 2 項</td><td>第 123 条第 2 項</td><td>工事出来高に関する資料の提出</td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td>第 124 条第 7 項</td><td>第 123 条第 7 項</td><td>工事履行報告の提出</td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>第 127 条第 5 項</td><td>第 125 条第 4 項</td><td>施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに<u>影響が生じた場合等の協議</u></td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td rowspan="4">工事中の安全確保</td><td>第 130 条第 18 項</td><td>第 128 条第 18 項</td><td>震度 4 以上の地震発生時における状況報告</td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr><tr><td>第 130 条第 23 項</td><td>第 128 条第 23 項</td><td>地下埋設物等発見時の報告</td></tr><tr><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td><td><u>（削除）</u></td></tr></table>		林務関係工事 標準仕様書条文	林務関係森林整備 工事標準仕様書条文	内容	監督員	第 108 条第 2 項	第 107 条第 2 項	監督員の指示内容等の確認	調査・試験に対する協力	第 114 条第 1 項	第 112 条第 1 項	発注者が行う調査及び試験への協力 <u>指示</u>	工期変更	第 117 条第 1 項	第 116 条第 1 項	事前協議結果の通知	第 117 条第 2～5 項	第 116 条第 2～5 項	工期変更に係る書類の提出	支給材料	第 118 条第 5 項	第 117 条	引き渡し場所に係る監督員の指示	建設副産物	第 120 条第 1 項	第 119 条	建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	出来形検査（既済部分検査）等	第 124 条第 2 項	第 123 条第 2 項	工事出来高に関する資料の提出	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	第 124 条第 7 項	第 123 条第 7 項	工事履行報告の提出	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	施工管理	第 127 条第 5 項	第 125 条第 4 項	施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに <u>影響が生じた場合等の協議</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	工事中の安全確保	第 130 条第 18 項	第 128 条第 18 項	震度 4 以上の地震発生時における状況報告	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	第 130 条第 23 項	第 128 条第 23 項	地下埋設物等発見時の報告	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<table><tr><th></th><th>林務関係工事 標準仕様書条文</th><th>林務関係森林整備 工事標準仕様書条文</th><th>内容</th></tr><tr><td>監督員</td><td>第 108 条第 2 項</td><td>第 107 条第 2 項</td><td>監督員の指示内容等の確認</td></tr><tr><td>調査・試験に対する協力</td><td>第 114 条第 1 項</td><td>第 112 条第 1 項</td><td>発注者が行う調査及び試験への協力 <u>（追加）</u></td></tr><tr><td rowspan="2">工期変更</td><td>第 117 条第 1 項</td><td>第 115 条第 1 項</td><td>事前協議結果の通知</td></tr><tr><td>第 117 条第 2～5 項</td><td>第 115 条第 2～5 項</td><td>工期変更に係る書類の提出</td></tr><tr><td>支給材料</td><td>第 118 条第 5 項</td><td>第 116 条</td><td>引き渡し場所に係る監督員の指示</td></tr><tr><td>建設副産物</td><td>第 120 条第 1 項</td><td>第 118 条</td><td>建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾</td></tr><tr><td>完了検査</td><td>第 123 条第 3 項</td><td>第 121 条第 3 項</td><td><u>検査日の通知</u></td></tr><tr><td rowspan="3">出来形検査（既済部分検査）等</td><td>第 124 条第 2 項</td><td>第 122 条第 2 項</td><td>工事出来高に関する資料の提出</td></tr><tr><td>第 124 条第 6 項</td><td>第 122 条第 6 項</td><td><u>検査日の通知</u></td></tr><tr><td>第 124 条第 7 項</td><td>第 122 条第 7 項</td><td>工事履行報告の提出</td></tr><tr><td>中間検査</td><td>第 125 条第 2 項</td><td>第 123 条第 2 項</td><td><u>検査日の通知</u></td></tr><tr><td rowspan="2">施工管理</td><td>第 127 条第 5 項</td><td>第 124 条第 4 項</td><td>施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに<u>の影響を生じた場合の通知・協議</u></td></tr><tr><td>第 127 条第 7 項</td><td>第 124 条第 6 項</td><td><u>工事中の物件発見等に係る通知</u></td></tr><tr><td rowspan="4">工事中の安全確保</td><td>第 130 条第 16 項</td><td>第 127 条第 18 項</td><td>震度 4 以上の地震発生時における状況報告</td></tr><tr><td>第 130 条第 20 項</td><td>第 127 条第 22 項</td><td><u>災害発生時における通知</u></td></tr><tr><td>第 130 条第 21 項</td><td>第 127 条第 23 項</td><td>地下埋設物等発見時の報告</td></tr><tr><td>第 130 条第 22 項</td><td>第 127 条第 24 項</td><td><u>地下埋設物等発見時の報告（管理者不明の場合）</u></td></tr></table>		林務関係工事 標準仕様書条文	林務関係森林整備 工事標準仕様書条文	内容	監督員	第 108 条第 2 項	第 107 条第 2 項	監督員の指示内容等の確認	調査・試験に対する協力	第 114 条第 1 項	第 112 条第 1 項	発注者が行う調査及び試験への協力 <u>（追加）</u>	工期変更	第 117 条第 1 項	第 115 条第 1 項	事前協議結果の通知	第 117 条第 2～5 項	第 115 条第 2～5 項	工期変更に係る書類の提出	支給材料	第 118 条第 5 項	第 116 条	引き渡し場所に係る監督員の指示	建設副産物	第 120 条第 1 項	第 118 条	建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾	完了検査	第 123 条第 3 項	第 121 条第 3 項	<u>検査日の通知</u>	出来形検査（既済部分検査）等	第 124 条第 2 項	第 122 条第 2 項	工事出来高に関する資料の提出	第 124 条第 6 項	第 122 条第 6 項	<u>検査日の通知</u>	第 124 条第 7 項	第 122 条第 7 項	工事履行報告の提出	中間検査	第 125 条第 2 項	第 123 条第 2 項	<u>検査日の通知</u>	施工管理	第 127 条第 5 項	第 124 条第 4 項	施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに <u>の影響を生じた場合の通知・協議</u>	第 127 条第 7 項	第 124 条第 6 項	<u>工事中の物件発見等に係る通知</u>	工事中の安全確保	第 130 条第 16 項	第 127 条第 18 項	震度 4 以上の地震発生時における状況報告	第 130 条第 20 項	第 127 条第 22 項	<u>災害発生時における通知</u>	第 130 条第 21 項	第 127 条第 23 項	地下埋設物等発見時の報告	第 130 条第 22 項	第 127 条第 24 項	<u>地下埋設物等発見時の報告（管理者不明の場合）</u>	
	林務関係工事 標準仕様書条文	林務関係森林整備 工事標準仕様書条文	内容																																																																																																																																	
監督員	第 108 条第 2 項	第 107 条第 2 項	監督員の指示内容等の確認																																																																																																																																	
調査・試験に対する協力	第 114 条第 1 項	第 112 条第 1 項	発注者が行う調査及び試験への協力 <u>指示</u>																																																																																																																																	
工期変更	第 117 条第 1 項	第 116 条第 1 項	事前協議結果の通知																																																																																																																																	
	第 117 条第 2～5 項	第 116 条第 2～5 項	工期変更に係る書類の提出																																																																																																																																	
支給材料	第 118 条第 5 項	第 117 条	引き渡し場所に係る監督員の指示																																																																																																																																	
建設副産物	第 120 条第 1 項	第 119 条	建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾																																																																																																																																	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
出来形検査（既済部分検査）等	第 124 条第 2 項	第 123 条第 2 項	工事出来高に関する資料の提出																																																																																																																																	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
	第 124 条第 7 項	第 123 条第 7 項	工事履行報告の提出																																																																																																																																	
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
施工管理	第 127 条第 5 項	第 125 条第 4 項	施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに <u>影響が生じた場合等の協議</u>																																																																																																																																	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
工事中の安全確保	第 130 条第 18 項	第 128 条第 18 項	震度 4 以上の地震発生時における状況報告																																																																																																																																	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
	第 130 条第 23 項	第 128 条第 23 項	地下埋設物等発見時の報告																																																																																																																																	
	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>																																																																																																																																	
	林務関係工事 標準仕様書条文	林務関係森林整備 工事標準仕様書条文	内容																																																																																																																																	
監督員	第 108 条第 2 項	第 107 条第 2 項	監督員の指示内容等の確認																																																																																																																																	
調査・試験に対する協力	第 114 条第 1 項	第 112 条第 1 項	発注者が行う調査及び試験への協力 <u>（追加）</u>																																																																																																																																	
工期変更	第 117 条第 1 項	第 115 条第 1 項	事前協議結果の通知																																																																																																																																	
	第 117 条第 2～5 項	第 115 条第 2～5 項	工期変更に係る書類の提出																																																																																																																																	
支給材料	第 118 条第 5 項	第 116 条	引き渡し場所に係る監督員の指示																																																																																																																																	
建設副産物	第 120 条第 1 項	第 118 条	建設発生土等を使用する場合の監督員との協議又は承諾																																																																																																																																	
完了検査	第 123 条第 3 項	第 121 条第 3 項	<u>検査日の通知</u>																																																																																																																																	
出来形検査（既済部分検査）等	第 124 条第 2 項	第 122 条第 2 項	工事出来高に関する資料の提出																																																																																																																																	
	第 124 条第 6 項	第 122 条第 6 項	<u>検査日の通知</u>																																																																																																																																	
	第 124 条第 7 項	第 122 条第 7 項	工事履行報告の提出																																																																																																																																	
中間検査	第 125 条第 2 項	第 123 条第 2 項	<u>検査日の通知</u>																																																																																																																																	
施工管理	第 127 条第 5 項	第 124 条第 4 項	施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などに <u>の影響を生じた場合の通知・協議</u>																																																																																																																																	
	第 127 条第 7 項	第 124 条第 6 項	<u>工事中の物件発見等に係る通知</u>																																																																																																																																	
工事中の安全確保	第 130 条第 16 項	第 127 条第 18 項	震度 4 以上の地震発生時における状況報告																																																																																																																																	
	第 130 条第 20 項	第 127 条第 22 項	<u>災害発生時における通知</u>																																																																																																																																	
	第 130 条第 21 項	第 127 条第 23 項	地下埋設物等発見時の報告																																																																																																																																	
	第 130 条第 22 項	第 127 条第 24 項	<u>地下埋設物等発見時の報告（管理者不明の場合）</u>																																																																																																																																	

林務関係工事標準仕様書（参考資料）新旧対照表

改正後				現行				備考
	(削除)	(削除)	(削除)		第130条第23項	第127条第25項	地下埋設物件等に損害を与えた場合の報告	
	第130条第30項	第128条第28項	架空線等の位置等を把握する調査結果の報告		第130条第29項	第127条第29項	架空線等の位置等を把握する調査結果の報告	
環境対策	第134条第2項	第132条	環境問題に関する苦情に対する交渉等の状況の報告	環境対策	第134条第2項	第131条	環境への影響に係る報告	
	第134条第9項	第132条	希少種・特定外来種の動植物等発見時の報告		第134条第9項	第131条	希少種・特定外来種の動植物等発見時の報告	
文化財の保護	第135条第1項	第133条	文化財発見時の協議	文化財の保護	第135条第1項	第132条	文化財発見時に係る報告	
交通安全管理	(削除)		(削除)	交通安全管理	第136条第12項		海中落下物に係る通知	
	(削除)		(削除)		第136条第13項		作業船舶機械故障等に係る通知	
	第136条第14項	第134条第11項	交通規制に係る申し出及び焼酎計画の提出		第136条第14項	第133条第11項	交通規制に係る申し出及び焼酎計画の提出	
	第136条第14項	第134条第11項	工事用材料・機械器具等保管に係る承諾		第136条第14項	第133条第11項	工事用材料・機械器具等保管に係る承諾	
	第136条第14項	第134条第11項	交通安全導警備員に係る承諾		第136条第14項	第133条第11項	交通安全導警備員に係る承諾	
諸法令の遵守	第138条第3項	第135条第3項	設計図書等と諸法令との不整合等に係る協議	諸法令の遵守	第138条第3項	第135条第3項	設計図書等と諸法令との不整合等に係る報告	
官公庁等への手続等	第139条第4項	第137条第4項	許可承諾内容が設計図書と異なる場合の協議	官公庁等への手続等	第139条第4項	第136条第4項	許可承諾内容が設計図書と異なる場合の報告	
	(削除)	(削除)	(削除)		第139条第7項	第136条第7項	地方公共団体、地域住民等との交渉に先立つ事前報告	
	第139条第8項	第137条第8項	鉄道との近接工事に係る報告		第139条第8項	第136条第8項	鉄道との近接工事に係る報告	
	第139条第9項	第137条第9項	交渉等の内容についての状況報告		第139条第9項	第136条第9項	交渉等の内容についての状況報告	
施工時期及び施工時間の変更	第140条第1項	第138条第1項	施工時期又は施工時間の変更に係る協議	施工時期及び施工時間の変更	第140条第1項	第137条第1項	施工時期又は施工時間の変更に係る協議	
	第140条第2項	第138条第2項	休日・夜間作業に係る書面提出		第140条第2項	第137条第2項	休日・夜間作業に係る書面提出	
工事測量	第141条第1項	第139条第1項	測量結果(起工測量等)の報告	工事測量	第141条第1項	第138条第1項	測量結果(起工測量等)の提出	
	(削除)	(削除)	(削除)		第141条第2項	第138条第2項	仮水準点、工食用多角点等設置後の変動・損傷に係る報告	
	第141条第3項	第139条第3項	用地幅状等の移設に係る承諾		第141条第3項	第138条第3項	用地幅状等の移設に係る承諾	
特許権等	第144条第1項	第142条第1項	特許権等に関する費用負担についての事前協議	特許権等	第144条第1項	第141条第1項	特許権等に関する費用負担についての事前協議	
	(削除)	(削除)	(削除)		第144条第2項	第141条第2項	発明・考案に係る報告	
	第144条第2項	第142条第2項	出願及び権利の帰属等に係る協議		第144条第2項	第141条第2項	出願及び権利の帰属等に係る協議	
臨機の措置	第146条第1項	第144条第1項	臨機の措置の内容の報告	臨機の措置	第146条第1項	第143条第1項	臨機の措置の内容の報告	
河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件	第148条第1項	第146条第1項	施工の障害となる占有物件がある場合の報告	河川管理施設及び道路付属物並びに占有物件	第148条第1項	第145条第1項	施工の障害となる占有物件がある場合の報告	
	第148条第2項	第146条第2項	占有物件に損害を与えた場合の報告		第148条第2項	第145条第2項	占有物件に損害を与えた場合の報告	
	第148条第3項	第146条第3項	管理者不明の占有物件発見時の報告		第148条第3項	第145条第3項	管理者不明の占有物件発見時の報告	
その他			工事等に必要な打合せ事項の報告、協議、承諾等	その他			工事等に必要な打合せ事項の報告、協議、承諾等	
様式番号 23 (省略)				様式番号 23 (省略)				